

公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解

住宅市街地の開発整備の方針の原案を令和3年12月1日から同月15日まで公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第16条第1項の規定により、公述の申出があり、令和4年1月24日に公聴会を開催しました。その公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解は次のとおりです。

名称	公述意見の要旨	東京都の見解
多摩部 19 都市計画住宅市街地の開発整備の方針	<p>【平. 14 小平駅北口地区について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小平駅周辺地域の特徴を生かし、緑豊かで閑静な住宅市街地と調和のとれた駅前開発を行ってほしい。 2 高度利用地区に指定する方針に納得できない。旧方針の街路整備事業のままで良い。 3 高度建築物、高層マンションは、景観として無粋であり、受け入れることができない。縦方向に居住人口の集積をするよりも水平展開、分散したまちづくりへと発想の転換をすべき。 4 駅の出口ごとのまちづくりではなく、鉄道と駅周辺を一体とした視点・構想が必要である。 5 タワーマンションありきの市街地再開発事業に反対である。 	<p>1～5 当地区は、現行の住宅市街地の開発整備の方針（平成27年3月変更）において重点地区として位置付けられ、地区の整備又は開発の目標について「駅前広場等の公共施設整備、商業施設、生活利便施設、都市型住宅等の都市機能の集積を図る」とされました。その後、小平市都市計画マスタープランや都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を経て、都市再開発の方針（令和3年3月変更）では、当地区について「駅前の高度利用により都市機能の充実を図りつつ、オープンスペースを創出し、土地の有効活用を進める」こととされています。今回の変更は、地域のまちづくりの検討が具体化する中、都市再開発の方針等との整合を図り、住宅市街地の開発整備の方針に定める重点地区の整備又は開発の概要を見直すものです。</p> <p>なお、本方針は良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランであり、具体的な開発計画等に関する事項については、地域住民等の意見も踏まえながら地元市等において検討が行われるものと考えます。</p>